

長浜教区門徒会規約

(設置)

第1条 長浜教区に、長浜教区門徒会（以下「教区門徒会」という。）を置く。

(目的)

第2条 教区門徒会は、教区内の門徒の代表として、教区における教化の振興をはかるため、教区が行う施策について協議もしくは議決し、もって教区の運営に寄与するとともに、門徒相互の連携を深め、同信同朋の実をあげることを目的とする。

(組織)

第3条 教区門徒会は、次に掲げる28人以内の教区門徒会員（以下「会員」という。）で組織する。

- (1) 組門徒会長 14人
- (2) 前号のほか、各組門徒会員の中から、組門徒会が選出したもの 14人以内

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 教区門徒会に次の役員を置き、会員の互選によって決める。

| | |
|---------|----|
| 会長 | 1人 |
| 副会長 | 1人 |
| 常任委員 | 7人 |
| 常任委員補充員 | 2人 |

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理し、教区門徒会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 常任委員は、会長・副会長とともに常任委員会を組織し、教区制に定める事項を行なう。

(招集)

第6条 教区門徒会は、毎年1回教務所長がこれを招集するものとする。

- 2 教務所長は、特に必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

(協議及び議決事項)

第7条 教区門徒会は、教区制に定める事項を議決し、及び承認する。

(議事)

第8条 教区門徒会の議事は、会員の半数以上の出席によって開き、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会議録)

第9条 教務所長は会議録を作成し、宗務総長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規約は宗務総長の承認を得た日（昭和57年4月1日）から施行する。
- 2 この規約を変更するときは、教区門徒会において、出席会員の3分の2以上の同意を得、宗務総長の承認を受けなければならない。

附 則

この規約は宗務総長の承認を得た日（平成3年4月17日）から施行する。